

主任技術者等の兼務制限の緩和について

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため適用している、監理技術者、主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和措置の内容を、建設業法の一部改正等に合わせて改正する。

1 内容

- (1) 監理技術者、主任技術者及び現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

ア 監理技術者の取扱い

金額	取扱い
[設計金額] 2億円	兼務不可
[請負金額] 1億円 (2億円) (※1)	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>○次の条件を全て満たすこと（専任特例2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任配置すること ・同一市町内（※2）で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・監理技術者が施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡が取れる体制であること ・監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと <p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>○次の条件を全て満たすこと（専任特例1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場間が一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること ・下請次数が3を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと

イ 主任技術者の取扱い

金額	取扱い
[請負金額] 1億円 (2億円) (※1)	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>○次の条件を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一市町内（※2）で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・密接な関係（※3）がある公共工事（※4）であること（監理技術者を配置した工事での兼務は不可） <p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>○次の条件を全て満たすこと（専任特例1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること ・下請次数が3を超えないこと ・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること ・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること ・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと ・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること ・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと
[請負金額] 4,500万円 (9,000万円) (※1)	兼務制限なし

ウ 現場代理人の取扱い

金額	取扱い
[請負金額] 1億円 (2億円) (※1)	2件以内 ○次の条件を全て満たす場合に限る ・同一市町内（※2）で工事現場間の間隔が10km程度以内であること ・密接な関係（※3）がある公共工事（※4）であること（監理技術者を配置した工事での兼務は不可）
	5件以内 ○同一市町内（※2）の公共工事（※4）に限る

(留意事項)

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町においては同一市町内として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。
- ※ 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ※ 兼務の条件や手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。
- ※ 既発注工事においては、受注者より申出があり、条件を満たす場合、緩和を適用することとする。

2 適用

令和8年2月1日以降に指名・公告・随意契約する工事から適用する。